

○ 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和2年3月31日付け元農振第2792号農林水産省農村振興局長通知)一部改正新旧対照表(案)

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第6 採択要件</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)計画策定事業の実施期間は、<u>2年以内</u>とする。ただし、別表区分の欄2の事業種類の欄(8)に掲げる事業を検討する場合にあっては、この限りでない。経営体育成促進換地等調整事業の実施時期及び実施期間は、調整要領の5に定めるところによる。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第6 採択要件</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)計画策定事業の実施期間は、<u>1年以内</u>とする。ただし、別表区分の欄2の事業種類の欄(8)に掲げる事業を検討する場合にあっては、この限りでない。経営体育成促進換地等調整事業の実施時期及び実施期間は、調整要領の5に定めるところによる。</p> <p>(3) (略)</p>

別記様式第3号

〇〇年度 中山間地域農業農村総合整備事業 事業計画概要表

都道府県名		地区名		所在地						地域指定	(略)	
面積 (h a)	(略)										事業費	(略)
事業別面積 (h a)	(略)										費用負担等	(略)
人口・戸数	総人口 (人)	農家人口 (人)	総戸数 (戸)	農家戸数 (戸)	集落 (集落)	経営体数の内訳						
	実数					主業経営体	準主業経営体	副業的経営体				
	構成比 (%)											
地域の概況	土地	(略)									工事の着手時期及び完了予定時期	年度～年度年間
	地域	(略)									効用	(略)
	土地基盤整備状況	(略)										
	農業地域類型	戸あたり平均農用地面積	主要作物	農家所得基準(千円)								
				農家	農業	農外						
											法手続	(略)

※1 : (略)

別記様式第3号

〇〇年度 中山間地域農業農村総合整備事業 事業計画概要表

都道府県名		地区名		所在地						地域指定	(略)	
面積 (h a)	(略)										事業費	(略)
事業別面積 (h a)	(略)										費用負担等	(略)
人口・戸数	総人口 (人)	農家人口 (人)	総戸数 (戸)	農家戸数 (戸)	集落 (集落)	農家戸数の内訳 (戸)						
	実数					専業	1種専業	2種専業				
	構成比 (%)											
地域の概況	土地	(略)									工事の着手時期及び完了予定時期	年度～年度年間
	地域	(略)									効用	(略)
	土地基盤整備状況	(略)										
	農業地域類型	戸あたり平均農用地面積	主要作物	農家所得基準(千円)								
				農家	農業	農外						
											法手続	(略)

※1 : (略)

別紙

第2 事業の内容

総合整備事業において、要領の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

1 (略)

2 農村振興環境整備事業

(1) (略)

(2) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。

ア 受益戸数おおむね10戸以上であり、末端受益2戸以上の施設とする。ただし、地域の実情に応じてより小規模な用水システム（小型の浄水処理装置若しくは各戸型浄水装置の設置又は運搬送水の活用により用水の供給を行う仕組みをいう。）を導入する場合は、末端受益2戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するとともに、耐用年数の期間内にわたり十分な利用が見込まれるよう留意するものとする。

ウ (略)

エ アのただし書の場合における整備の対象は、農業農村整備事業等の農林水産省所管事業により造成された営農飲雑用水施設に限るものとする。

オ アのただし書の要件による整備に当たっては、アの本文

別紙

第2 事業の内容

総合整備事業において、要領の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

1 (略)

2 農村振興環境整備事業

(1) (略)

(2) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。

ア 受益戸数おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は2戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

ウ (略)

(新設)

(新設)

の要件によって整備する場合と比較検討し、農業生産及び農村生活の継続性の観点から総合的に優れているものとする。

(3)～(8) (略)

3 (略)

4 2の(5)の⑥のイの計画等とは、次のとおりとする。

(1) 国土保全緊急支援プロジェクト整備計画(国土保全緊急支援プロジェクト実施要綱(平成10年12月11日付け10構改D第695号)第2に基づく計画をいう。)

(2)・(3) (略)

## 第7 実施基準

別表区分の欄2の事業種類の欄(5)及び(7)の事業については、その実施基準は次のとおりとする。

(1) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完了した施設等を本事業に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。ただし、要領第15「経過措置」を適用する場合はこの限りではない。

(2)～(18) (略)

(19) 施設の上限事業費は延べ床面積1㎡当たり29万円以内とし、これを超える部分については補助の対象外とする。ただし、別表に掲げる事業メニューのうち生産・販売・交流・農泊等施設整備事業のうち農産物処理加工施設、農産物集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設(研修用の機械施設等)、地域販売力強化施設(生産・加工施設等)、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備のうち低コスト耐候性ハウスについては、

(3)～(8) (略)

3 (略)

4 2の(5)の⑥のイの計画等とは、次のとおりとする。

(1) 国土保全緊急支援プロジェクト整備計画(国土保全対策プロジェクト事業実施要領(平成10年12月11日付け10構改D第696号)第2に基づく計画をいう。)

(2)・(3) (略)

## 第7 実施基準

別表区分の欄2の事業種類の欄(5)及び(7)の事業については、その実施基準は次のとおりとする。

(1) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完了した施設等を本事業に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。ただし、要領第14「経過措置」を適用する場合はこの限りではない。

(2)～(18) (略)

(19) 施設の上限事業費は延べ床面積1㎡当たり29万円以内とし、これを超える部分については補助の対象外とする。ただし、別表に掲げる事業メニューのうち主に機械の整備にかかるもの(生産・販売・交流・農泊等施設整備事業のうち農産物処理加工施設、農産物集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設(研修用の機械施設等)、地域販売力強化施設(生産・加工施設等))、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備のう

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡのⅡ－1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に準ずるものとする。

(20) (略)

ち低コスト耐候性ハウスについては、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡのⅡ－1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に準ずるものとする。

(20) (略)

#### 附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。